

生活の安定のための経済支援

◎手当・助成

児童扶養手当

問合せ▶各区保健福祉課 (P21)

18歳になって最初の年度末が到達していない児童等（障がいのある児童は20歳未満まで）を養育しているひとり親家庭の父母または養育者（祖父母など）に支給される手当です（所得制限・公的年金との併給制限があります）。

【支給額（令和2年4月～）】

区分	全部支給（月額）	一部支給（月額）
児童1人目	43,160円	10,180円～43,150円
児童2人目加算額	10,190円	5,100円～10,180円
児童3人目加算額	6,110円	3,060円～6,100円

【所得制限限度額】

税法上の扶養親族	全部支給（本人）	一部支給（本人）	扶養義務者※
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人	239万円	382万円	426万円

※「扶養義務者」は、同居する親族等をいいます。

受給者本人の前年（1～10月分の手当の場合は前々年）の所得額が限度額以上である場合には、手当額の全部または一部の支給が停止されます。また、扶養義務者の所得額が限度額以上である場合には、手当の全部が停止されます。

◆ JR 通勤定期の割引制度

児童扶養手当を受けている世帯で、通勤にJRを利用する場合は、通勤定期乗車券を割引で購入できる証明書を発行します。

ひとり親家庭等医療費助成制度

問合せ▶各区保健福祉課 (P21)

ひとり親家庭または両親のいない家庭の20歳未満の児童と、その児童を扶養している母または父を対象に医療費を助成します（所得制限あり）。

【助成額】 児童の入院・通院医療費と父母の入院医療費について、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金（医科580円、歯科510円、柔道整復270円）または医療費の1割を除いた額。ただし、食事代及びその他保険外診療の費用は対象外。

児童手当

問合せ▶各区保健福祉課 (P21)

中学校卒業前の児童を養育している父母等に支給される手当です（所得制限あり）。

【支給額（月額）】 0～3歳未満 15,000円 3歳～中学生 10,000円
（月額） 小学校修了前の第3子以降 15,000円
所得が制限額を超える場合は一律 5,000円（特例給付）

札幌市災害遺児手当

問合せ▶各区保健福祉課 (P21)

交通事故、労働災害、不慮の災害等で両親かそのいずれかを失った（重度障がいとなった場合を含む）義務教育終了前までの児童を養育している方に支給される手当です。

【支給額】 災害遺児手当 4,000円（月額）
災害遺児入学等支度資金 20,000円
（小学校、中学校、高校などに入学するとき、または、中学校卒業後に就職するとき）

特別児童扶養手当

問合せ▶各区保健福祉課 (P21)

20歳未満の重度又は中度の障がいがある児童を養育している方に支給される手当です(所得制限あり)。ただし、児童福祉施設等に入所している児童は支給の対象となりません。

【支給額】 重度障害：52,500円 中度障害：34,970円 (令和3年4月1日現在)

障害児福祉手当

問合せ▶各区保健福祉課 (P21)

重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満の在宅の児童に支給される手当です(所得制限あり)。ただし、児童福祉施設等に入所している児童は支給の対象となりません。

【支給額】 14,880円 (令和3年4月1日現在)

◎年金

国民年金(遺族基礎年金)

問合せ▶各区保険年金課 (P21)

遺族基礎年金は、親を亡くした18歳に達する最初の年度末が到達していない子ども(障がいのある子どもは20歳未満)のいる母子家庭または父子家庭が対象となる年金です(受給条件あり)。

◎貸付金

母子父子寡婦福祉資金

問合せ▶各区保健センター 健康・子ども課 (P21)

ひとり親家庭等の経済的自立を支援するため、修学・技能習得等の福祉資金を低利または無利子で貸し付けています(連帯保証人が必要な場合があります)。なお、父子家庭の方はひとり親家庭支援センター(P8)の父子相談の窓口にご相談ください。

生活福祉資金

問合せ▶各区社会福祉協議会

低所得世帯、障がい者世帯等に対し、安定した生活を目指すことを目的として生活福祉資金を貸し付けしています(連帯保証人が必要な場合があります)。なお、母子・父子・寡婦福祉資金が利用できる場合には、そちらが優先されます。

<社会福祉協議会>

中央区☎ 281-6113

北 区☎ 757-2482

東 区☎ 741-6440

白石区☎ 861-3700

厚別区☎ 895-2483

豊平区☎ 815-2940

清田区☎ 889-2491

南 区☎ 582-2415

西 区☎ 641-6996

手稲区☎ 681-2644

札幌市社会福祉協議会☎ 614-0169

札幌市保育士修学資金等貸付制度

問合せ▶札幌市社会福祉協議会 ☎ 614-0169

保育士養成施設への入学に必要な準備金や学費、卒業後に保育士として働くための準備金のほか、保育士が新たに保育所で働いたり、育児休業等から復帰したりする場合の子どもの保育料や、保育士として働いていない方の再就職に必要な費用を貸し付けます。一定の要件を満たすと、返済が免除となります。

◎税の軽減等

住民税・所得税の寡婦・ひとり親控除

問合せ▶各市税事務所 市民税課

令和2年度住民税・令和元年分所得税まで、離婚又は死別後に婚姻をしていない方で、一定の要件を満たす場合、住民税・所得税の控除を受けられます。また、令和3年度住民税・令和2年分所得税以降は、婚姻歴の有無にかかわらず、ひとり親の方で、一定の要件を満たす場合、住民税・所得税の控除を受けられます。

<各市税事務所>

中央市税事務所 (中央区)	☎ 211-3914
北部市税事務所 (北区・東区)	☎ 207-3914
東部市税事務所 (白石区・厚別区)	☎ 802-3914
南部市税事務所 (豊平区・清田区・南区)	☎ 824-3914
西部市税事務所 (西区・手稲区)	☎ 618-3914

◎就園・就学のための経済的支援

P20 をご覧ください。

◎就業のための経済的支援

P14 をご覧ください。

